

## 令和元年度第1回監査結果報告書

### 1 監査の種類

行政監査及び定期監査

### 2 監査の対象部局

#### (1) 都市政策部

人権政策課、ひと・ふれあいセンター

#### (2) 総務市民部

秘書課、人事課

#### (3) 福祉部

福祉総務課、市民相談室

#### (4) 健康子ども部

子育て支援課、子育て支援センター

### 3 監査の実施時期

令和元年7月5日～令和元年12月16日

### 4 監査の対象期間

平成30年度（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

ただし、必要に応じてそれ以外の年度も含む。

### 5 監査の方法

監査対象部局等における財務に関する事務及び経営に係る事業の管理が法令等の定めるところに従い適正に執行されるとともに、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかに留意し、事前に提出された資料に基づき関係職員から説明を受け、質疑応答形式により監査を実施した。

### 6 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に執行されていたが、指摘する事項については次のとおりである。指摘事項については、その内容を十分検討し、速やかに必要な措置を講じ、今後の適正な事務事業の執行に努められたい。

#### (1) 都市政策部

##### ① 人権政策課

所管する事務事業全般について実施。

ア．貝塚市人権啓発推進委員協議会補助金の支出負担行為伺書兼起案書の決裁について、貝塚市事務決裁規程別表第 1 において、補助に関する支出負担行為で 100 万円以上 200 万円未満のものについては、副市長決裁となっているが、副市長の決裁を失念している。

② ひと・ふれあいセンター

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

(2) 総務市民部

① 秘書課

所管する事務事業全般について実施。

ア．貝塚市弔慰内規第 1 条第 2 号①に「監査委員会委員」とあるが、「監査委員」である。また、同内規第 7 条に「総務部長」とあるが、「総務市民部長」である。

② 人事課

所管する事務事業全般について実施。

ア．公益的法人等への職員の派遣等に関する規則第 2 条第 1 項に「財団法人貝塚市文化振興事業団」とあるが、「一般財団法人貝塚市文化振興事業団」である。また、同条第 2 項第 1 号に「財団法人大阪府市町村振興協会」とあるが、「公益財団法人大阪府市町村振興協会」であり、同条同項第 3 号に「社団法人貝塚市シルバー人材センター」とあるが、「公益社団法人貝塚市シルバー人材センター」である。

イ．貝塚市職員安全衛生管理規則第 4 条において、安全管理者・衛生管理者・作業主任者を置き、市長が任命し、又は委嘱するとしているが、任命や委嘱はされていない。

ウ．貝塚市安全衛生委員会規則第 6 条第 1 項に基づく本庁安全衛生委員

会は、同規則第4条第3項を準用し、原則として、毎月1回会議を開催するものとするとしているが、平成30年度の開催回数は0回であった。

### (3) 福祉部

#### ① 福祉総務課

所管する事務事業全般について実施。

ア. バス借上げ契約について、貝塚市契約規則第15条で随意契約を行おうとするときは、2人以上の者から見積書を徴することとなっているが、1人からのみ徴している。

#### ② 市民相談室

所管する事務事業全般について実施。

ア. 就労支援講座の通知文書の日付が、起案文書の決裁日より前の日付になっているものがあつた。

### (4) 健康子ども部

#### ① 子育て支援課

所管する事務事業全般について実施。

ア. 地方自治法第244条の2第1項には「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。」と規定されており、同法第14条第2項には「普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。」と規定されている。幼児教室については、条例は未設置のまま、貝塚市幼児教室要綱によって、その設置および費用徴収等を規定し運営している。

イ. 子育て支援センター・幼児教室を包括している「すくすく子ども館」設置条例が未整備である。

ウ. バス借上げ契約について、貝塚市契約規則第15条で随意契約を行おうとするときは、2人以上の者から見積書を徴することとなっている

が、1人からのみ徴している。

エ. 貝塚市私立幼稚園就園奨励費補助金と貝塚市私立幼稚園園児補助金において、実績報告書が提出されておらず、確定通知書が作成されていない。

② 子育て支援センター

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

なお、意見として次の事項について努められることを望むものである。

ア 決裁文書管理について、起案文書の決裁日と通知文書の日付に齟齬があったり、最終の決裁権者の決裁がなくても事務が進行するという事は、内部統制の観点からも看過できるものではないので、このような事態が発生しないような管理体制を検討されたい。

イ 文書管理について、貝塚市文書分類表に保存年限が決められているにもかかわらず、担当者の判断で保存年限を経過したものを保存している場合がある。このような状況は、貝塚市文書管理規程に反する行為であることから、全庁的に規程の遵守を徹底するとともに、管理体制を検討されたい。

ウ 職員の健康管理について、これまでは身体的側面が重視されてきたが男性職員の81%が、要経過観察や要再検査等の状態にある。また、現在はメンタル的な要因により休職する職員が増加しているとのことなので、今後は身体的側面に併せ、精神的側面からの配慮も充実されるように努められたい。

エ 生活困窮者自立支援事業や就労支援事業にかかる相談員の嘱託報酬額の水準が低く、人材確保に困難を来していると聞いている。近隣市等の給与水準その他の条件等について情報収集に留意し、必要に応じて金額や条件の見直しを行うなど、適切な人材確保に努められたい。